国内大学基金の運用に係る文部科学省の取組み

--- 文部科学省 委託調査等の紹介

文部科学省 研究振興局 大学研究基盤整備課 資金運用企画室長

塚本 満

国立大学法人における資産運用の概要

●平成29年度より、<u>文部科学大臣の指定を受けた国立大学法人</u>は、寄附金等の自己収入を運用するにあたり、一定の元本保証のない金融商品も含めて運用することが可能となった

文部科学大臣が指定する際に確認する事項

① 資金運用管理規程の制定

- ・運用の目的、利回り等の目標などの基本的な方針を定め、それをもとに基本ポートフォリオを作成
- ・運用結果の定期報告や見直し、リスクマネジメント等についても整理

② 資金運用倫理規程の制定

・運用に関わる役職員に対し、利害関係者との関係で禁止となる行為等を規定

③ 資産運用を実施するための法人内事務体制の整備

・ 運用を担当する役員を配置するとともに、 複数名の職員を配置

④ 運用実績のモニタリングを行う資金運用管理委員会の設置

- ・ 5 名以上の委員により構成され、金融に関する知識・経験を有する学外者を 2 名以上、また当該法人への 寄附者等を 1 名以上含めることを条件化
- ・四半期に一度以上、委員会の開催を義務付け

⑤ 会計監査人及び監事の監査の実施

・運用実績、運用ガバナンス全体の監査

学校法人における資産運用の概要

- 学校法人における<u>資産運用については</u>、寄附行為や、関連諸規定等に則って<u>各学校法人の責任に</u> おいて実施
- <u>平成21年1月6日付「学校法人における資産運用について(通知)」</u>を発出し、各学校法人に対して、<u>資産運用に関する責任ある意志決定と執行管理が行われる体制の確立等</u>について通知
- 学校法人の<u>資産運用規模、体制は様々</u>。学校法人の<u>経営方針や状況に応じて、資産運用主体としての自覚を持って運用</u>に当たることが大事

法令•通知

主な内容

寄附行為

(作成例における関連記載)

(積立金の保管)

第六十五条 基本財産及び運用財産中の積立金は、<u>確実な有価証券を購入</u>し、又は<u>確実な</u>信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは<u>定額郵便貯金として理事長が</u>保管する。

寄附行為作成例(文部科学大臣所轄学校法人向け)(令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)より抜粋

- 平成21年1月6日付 「学校法人における 資産運用について(通知) |
- リーマンショック後の国際金融情勢を踏まえて、各学校法人へ資産運用に関する注意喚起を行う観点から発出。
- 資産運用を行う学校法人に対し、元本が保証されない金融商品による資産運用については、必要性やリスクを十分に考慮し慎重に取り扱う必要。
- 理事会の監督の下、資産運用の基本方針、資産運用関係者の権限と責任、 意思決定手続等の明確化に努めるなど、一層の適正化を図る重要性を周知。

「国内大学基金の運用に係る学内体制等の調査研究報告書」の概要

●国内大学基金の運用高度化を進めるにあたっては、<u>学内関係者間で合意</u>のうえ、<u>運用目的の</u> <u>設定・共有、人材・ガバナンス</u>、<u>リスク管理・モニタリング</u>、<u>基金規模・寄付金</u>といった領域で取組を 進めていくことが重要

領域

主な取組 (例)

運用目的の 設定・共有

- 各大学に合った運用目的を明確に設定したうえで、学内関係者間でしっかりと共有
- <u>長期運用としての「資産運用の基本方針」(運用目的、目標リターン、許容リスク、</u> 運用対象資産等)を定める

2 人材・ ガバナンス

- 資産運用委員の<u>過半数を外部委員</u>にした上で、<u>ガバナンス強化</u>と<u>専門知識の提供</u> のために<u>外部専門家</u>を活用
- 運用内容を積極的に<mark>情報開示し、世間の目に晒すことでガバナンスの強化を図る</mark>

3 リスク管理・ モニタリング

- 短期目線ではなく、長期目線での運用報告・評価を行う。
- 資産運用委員会での運用内容・リスク状況のダブルチェック、資産運用リスク管理委員会の設置、第2線のリスク管理体制構築等、学内のリスク管理体制を整備・強化

4 基金規模· 寄付金

- まずは、<mark>委託運用や外部専門家の活用を検討</mark>し、ある程度の規模に到達した段階 で本格的な体制構築を検討
- ▶ 長期目線での基金向けの寄付金獲得戦略についての方針を設定